

## 北朝鮮の著作物について我が国が保護する義務を負わないと判断された事例

東京地裁平成19年12月14日判決 平18年(ワ)第5640号  
著作権侵害差止等請求事件 請求棄却  
判例集未登載

茶 園 成 樹\*\*

### 【要 旨】

本件は、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の国民が著作者である映画の著作物が、我が国の著作権法によって保護されるかどうか争われた事例である。北朝鮮はベルヌ同盟国であるが、本判決は、我が国は北朝鮮を国家承認していないから、北朝鮮との間でベルヌ条約上の権利義務関係を有するものではなく、当該映画の著作物は著作権法6条3号の「条約によりわが国が保護の義務を負う著作物」とはいえないと判断した。本判決の評釈として、江藤淳一・速報判例解説2号251頁（2008年）がある。

<参照条文> 著作権法6条3号、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約3条(1)(a)

### 【事 実】

(1) X1は、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の憲法に基づいて登録及び保護されている北朝鮮文化省傘下の行政機関である。X2は、X1から、X1が著作権を有する北朝鮮の国内で製作された映画について、その日本国内における独占的な上映、複製及び頒布を許諾された。

他方、Yは、放送法による一般放送事業及びその他の放送事業等を目的とする株式会社である。

(2) 北朝鮮は、平成15年1月28日、世界的著作権機関事務局長に対し、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（ベルヌ条約）の加入書を寄託し、同条約は、同年4月28日から、北朝鮮について効力を生じた（ベルヌ条約28条(2)(c)及び(3)）。なお、我が国は、昭和50年にベルヌ条約に加入した。

我が国は、国際法上、北朝鮮を国家として承認していない。

(3) Yは、平成15年6月30日、その放送に係るニュース番組において、別紙映画目録1f記載の映画の映像の一部を、Xらの事前の許諾を受けずに放送した。

X1は、Yの行為は、当該映画の著作権者であるX1の著作権（公衆送信権）を侵害し、かつ、今後も侵害するおそれがあると主張して、Yに対し、いずれも北朝鮮の国民が著作者であり、X1が著作権を有すると主張する当該映画を含む別紙映画目録記載の各映画（本件各映画

\* 同志社大学名誉教授 Ryuichiro SENGEN

\*\* 大阪大学大学院高等司法研究科教授  
Shigeki CHAEN

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

著作物)について、侵害の停止又は予防として放送の差止めを請求し、また、Xらが、Yの行為は、X1の著作権及びX2の利用許諾権を侵害する不法行為に当たると主張して、Yに対し、不法行為に基づく損害賠償請求をした。

これに対し、Yは、本案前の答弁として、X1に当事者能力がないことを理由に訴えの却下を求めるとともに、本案の答弁として、北朝鮮の国民が著作者である著作物(北朝鮮の著作物)は我が国が条約により保護の義務を負う著作物(著作権法6条3号)に当たらないなどと主張し、請求棄却を求めた。

## 【判 旨】

本判決は、X1が当事者能力を有することを認めた後、北朝鮮の著作物の我が国の著作権法による保護の可否に関して、X1の差止請求については、ベルヌ条約5条(2)により、我が国著作権法が適用され、Xらの損害賠償請求については、法例11条1項により、民法709条が適用されるとした上で、次のように判示した。

(1)「北朝鮮の著作物である本件各映画著作物が、我が国の著作権法による保護を受けることができるか否かは、……本件各映画著作物が著作権法6条3号にいう『条約によりわが国が保護の義務を負う著作物』に当たるか否か、すなわち、我が国が未承認国である北朝鮮に対してベルヌ条約上の義務を負担するか否かの問題に帰着する。

そこで、この点についてみると、現在の国際法秩序の下では、国は、国家として承認されることにより、承認をした国家との関係において、国際法上の主体である国家、すなわち国際法上の権利義務が直接帰属する国家と認められる。逆に、国家として承認されていない国は、国際法上一定の権利を有することは否定されないものの、承認をしない国家との間においては、国際法上の主体である国家間の権利義務関係は認

められないものと解される。

この理を多数国間条約における未承認国の加入の問題に及ぼすならば、未承認国は、国家間の権利義務を定める多数国間条約に加入したとしても、同国を国家として承認していない国家との関係では、国際法上の主体である国家間の権利義務関係が認められていない以上、原則として、当該条約に基づく権利義務を有しないと解すべきことになる。未承認国が多数国間条約に加入したというだけで、承認をしない国家との間でそれまで存在しないとされていた権利義務関係が、国家承認のないまま突然発生すると解するのは困難である。

我が国は、北朝鮮を国家として承認しておらず、我が国と北朝鮮との間に国際法上の主体である国家間の権利義務関係が存在することを認めていない。したがって、北朝鮮が国家間の権利義務を定める多数国間条約に加入したとしても、我が国と北朝鮮との間に当該条約に基づく権利義務関係は基本的に生じないから、多数国間条約であるベルヌ条約についても、同様に解することになる」。

(2)「もっとも、未承認国であっても、国際社会において実体として存在していることは否定されないから、国際法上の主体である国家間の権利義務関係が認められないからといって、未承認国との関係において条約上の条項が一切適用されないと解することが妥当でない場合があり得る」。ジェノサイド条約(「集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約」)における集団殺害の防止(1条)や拷問等禁止条約(「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」)における拷問の防止(2条)のような、「個々の条約当事国の関係を超越、国際社会全体に対する権利義務に関する事項を規定する普遍的な価値を含む」条項であれば、「あらゆる国際法上の主体にその遵守が要求されることになり、その限りでは、

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

国家承認とは無関係に、その普遍的な価値の保護が求められることになる」。

「著作権の保護は、国際社会において、擁護されるべき重要な価値を有しており、我が国も、可能な限り著作権を保護すべきであるということとはできるものの、ベルヌ条約の解釈上、国際社会全体において、国家の枠組みを超えた普遍的に尊重される価値を有するものとして位置付けることは困難であるものというほかない。

したがって、ベルヌ条約3条(1)(a)の条項は、国際社会全体に対する権利義務に関する事項を規定するものと解することができず、北朝鮮との関係で同条項の適用は認められないから、結局、我が国は、同条項に基づき北朝鮮の著作物を保護する義務を負わない」。

### 【研究】

1 本件は、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の国民が著作者である映画の著作物が、我が国著作権法において保護されるかどうか争われた事例である。北朝鮮はベルヌ同盟国であるが、我が国は北朝鮮を国家承認していないことから、北朝鮮の国民が著作者である著作物（北朝鮮の著作物）の我が国著作権法による保護の可否が問題となったのである。なお、本件には、その他に未承認国の行政機関の当事者能力や著作権侵害に基づく差止請求・損害賠償請求の準拠法という興味深い論点が含まれているが、紙幅の都合上、省略する。

2 外国人（日本国籍を有しない者）の権利能力について、民法3条2項は、内外国人平等を原則とし、例外的に法令又は条約による制限を加える旨を規定しているが<sup>1)</sup>、知的財産権諸法には、外国人の権利の享有を制限する例外規定が設けられている。

産業財産権に関しては、特許法25条（実用新案法2条の5第3項、意匠法68条3項及び商標法77条3項が準用）は、「日本国内に住所又は

居所（法人にあっては、営業所）を有しない外国人」の特許権その他特許に関する権利の享有を、条約の定め及び相互主義によらしめている。このような規定が設けられているのは、産業財産権制度を有しない国や外国人を差別している国の国民に権利の享有を認めると、我が国国民が不利な取扱いを受け続けるおそれがあるためであり、外国人の権利の享有を制限することによって、そのような国が制度を是正することを促すことが期待されている<sup>2)</sup>。

他方、著作権に関しては、著作権法6条は、同法の保護を受ける著作物は、①日本国民の著作物（同条1号）、②最初に国内において発行された著作物（同条2号）、③条約により我が国が保護の義務を負う著作物（同条3号）に限ると規定している。この規定の正当化根拠も、特許法25条と同様に、著作権制度を有しない国や外国人を差別している国に対して制度の是正を促すという点に求めることができると思われる。なお、外国人の著作権は、産業財産権とは異なり、当該外国に対する相互主義の適用によって保護されることはない。この点に関しては、現行法制定の基礎となった著作権制度審議会答申では、「条約関係のない国の国民の著作物も、その国で、日本国民の著作物が相当の保護を受ける限り、相手国が保護すると同程度に保護することができるものとする」と積極的に検討すべきものとする。」とされた。しかしながら、このような新たな保護がどのような影響を及ぼすかについて慎重な考慮が必要であること等の理由から、特別な措置は講じられなかった<sup>3)</sup>。

3 本件において問題となったのは、ベルヌ条約3条(1)(a)が、「いずれかの同盟国の国民である著作者」はその著作物について保護される旨を規定していることから、北朝鮮がベルヌ条約に加入することによって、我が国と北朝鮮との間にベルヌ条約上の権利義務関係が生

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

じ、北朝鮮の著作物が著作権法6条3号にいう「条約によりわが国が保護の義務を負う著作物」に当たるかどうかであった。

本件と同様に、未承認国の国民の知的財産権の享有が問題となった裁判例として、最判昭和52・2・14判時841号26頁がある。事案は、我が国に営業所を有しない、未承認国であった東ドイツの法人が、日本法人の有する登録商標の登録無効審判請求をしたというものであった。東ドイツはパリ条約について、1956年に再適用の宣言をし、1964年にリスボン改正条約の加入宣言をしたが、日本国政府はこの加入宣言に基づく一般的効力の発生を留保し、我が国に対し、その効力を生じない旨の反対宣言をしていた。最高裁は、東ドイツ法人が商標に関する権利を享有することを認めた。

もっとも、この判決は、現行特許法25条と同旨を規定していた、旧商標法24条が準用する旧特許法32条「にいう『其ノ者ノ属スル国』はわが国によって外交上承認された国家に限られるものではなく、また、外交上の未承認国に対し右相互主義の適用を認めるにあたってわが国政府によるその旨の決定及び宣明を必要とするものでもない」と判示して、同条が定める相互主義が未承認国にも適用されると解したものであり、我が国が、パリ条約上、パリ同盟国である未承認国の国民の産業財産権を保護する義務を負うかどうかという問題については判断していない。

4 国家承認の国際法的な効果に関しては、第三国の承認がなければ国家は成立しないとする創設的効果説と、第三国の承認がなくても国家としての要件を備えれば国家は成立するとする宣言的効果説が対立しており<sup>4)</sup>、未承認国がベルヌ条約のような多数国間条約に加入すると、未承認国との間で当該条約上の権利義務関係が生じるかどうかについては、あまり議論されていないようである<sup>5)</sup>。

この点につき、本判決は、まず、未承認国は「国際法上一定の権利を有することは否定されないものの、承認をしない国家との間においては、国際法上の主体である国家間の権利義務関係は認められない」と述べる。このような国家承認に関する理解の下では、未承認国が多数国間条約に加入しても、それによって他の締約国から個別的な承認を受けたことにはならないと解されていることから<sup>6)</sup>、「未承認国は、国家間の権利義務を定める多数国間条約に加入したとしても、……原則として、当該条約に基づく権利義務を有しないと解すべきことになり、我が国と北朝鮮との間にベルヌ条約上の権利義務関係は生じない、とする帰結は首肯できるものである。この本判決の判断は、我が国が北朝鮮の著作物をベルヌ同盟国の国民の著作物として保護する義務を負わないとする外務省・文部科学省の見解と合致する。また、学説にも、パリ条約に関してであるが、未承認国がパリ条約に加盟している、我が国との間では効力を生じないとの見解がある<sup>7)</sup>。

なお、最判昭和52・2・14の事実関係として紹介したように、我が国は、東ドイツのパリ条約への加入に対して反対宣言を行った。これに対して、北朝鮮のベルヌ条約加入に対しては何もしなかったようであるが、それによって我が国と北朝鮮との間にベルヌ条約上の権利義務関係が発生するとはいえないであろう。

5 もっとも、行政府が承認していない国であっても、国内裁判所がその国の存在を前提とした裁判をすることがある。前掲最判昭和52・2・14では、旧特許法32条が定める相互主義が未承認国に適用されたのであり、また、未承認国の法を準拠法として適用する裁判例は多い<sup>8)</sup>。本件のように、著作者が北朝鮮の国民であっても、他人の著作物を無保護状態に置くことは、それ自体としては適当とは思われず、裁判所が北朝鮮に対してベルヌ条約上の義務を認め

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

たとしても、その義務とは、基本的に、北朝鮮の国民が著作者である著作物等を、我が国が承認している同盟国の国民が著作者である著作物等と同等に取り扱えば足りるものである。また、著作権法6条の趣旨が著作権制度を有しない国や外国人を差別している国に対して制度の是正を促すことにあるとすれば、北朝鮮に関しては、同国がベルヌ条約に加入することによって、その趣旨は既に実現されたといえることができる。

しかしながら、ベルヌ条約上の義務を認めることは、単なる国内法上の問題ではなく、国家間の権利義務関係の問題とならざるをえない。つまり、裁判所が北朝鮮に対してこの義務を認めることは、我が国と北朝鮮との間に権利義務関係が生じることを肯定することとなるのであり、そのため、行政府の外交政策を決定する権限を損なう結果となると思われる。この点に鑑みれば、裁判所としては、北朝鮮に対するベルヌ条約上の義務を認めるという行政府とは別個の判断を行うことは差し控えるべきであり、やはり本判決の判断は支持されよう。

6 本判決は、条約上の条項が「個々の条約当事国の関係を超え、国際社会全体に対する権利義務に関する事項を規定する普遍的な価値を含む」ものであれば、「あらゆる国際法上の主体にその遵守が要求されることになり、その限りでは、国家承認とは無関係に、その普遍的な価値の保護が求められることになる」と述べている。このような例外が認められるとしても、ベルヌ条約は主として財産権である著作権の保

護を対象とするものであり、本判決が論じるように、ベルヌ条約3条(1)(a)が国際社会に対する権利義務に関する事項を規定するものと解することは困難であろう。

注 記

- 1) 外国法人については、民法35条参照
- 2) 中山信弘編著『注解特許法・上巻〔第3版〕』（青林書院，2000年）198頁〔中山信弘〕。種苗法10条に関しても、同様である（農林水産省生産局種苗課『改訂新版逐条解説種苗法』（経済産業調査会，2006年）92頁。なお、半導体集積回路の回路配置に関する法律では、外国人に関する例外規定は設けられていない。半導体集積回路法制問題研究会編『解説半導体集積回路法』（ぎょうせい，1986年）41～42頁参照
- 3) 国立国会図書館調査立法考査局『著作権法改正の諸問題』（1970年）239～240頁
- 4) 小寺彰『パラダイム国際法—国際法の基本構成—』（有斐閣，2004年）79頁以下参照
- 5) 江藤・前掲253頁は、「従来、未承認国との間の多数国間条約の権利義務関係はしばしば否定的に解されてきた」と述べる
- 6) 栗林忠男『現代国際法』（慶應義塾大学出版会，1999年）99頁，山本草二『国際法〔新版〕』（有斐閣，1994年）187頁
- 7) 中山信弘『工業所有権法・上〔第2版増補版〕』（弘文堂，2000年）93頁，中山編著・前掲書202頁〔中山〕
- 8) 京都地判平成4・12・9判例タイムス831号122頁，東京地判昭和59・3・28判例時報1141号102頁，札幌地判昭和43・4・16下級裁判所民事裁判例集19巻3・4号190頁等

(原稿受領日 2008年5月13日)